

2022年12月21日

各位

富士建築センター株式会社

確認検査業務の行政処分に関するお知らせ

本日弊社は、確認検査の業務に関し、国土交通省より建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の30第1項の規定に基づく監督命令の処分を受けました。

お客様ならびに関係者の皆さまに多大なご迷惑、ご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。今回の行政処分を厳粛に受け止め、二度とこのような事態が発生しないよう全社をあげて再発防止に取り組んでまいります。

行政処分の内容等は、下記のとおりです。

記

【処分内容】

監督命令

確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見逃ごすという不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を提出すること。

また、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により法第35条の規定に基づく建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。）第126条の4の規定に適合しない（同条に規定する建築物の居室から地上に通ずる通路には非常用の照明装置を設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない）ことを見逃ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

【再発防止と今後の対応策】

弊社は、この度の命令に基づき、今後の再発防止のための業務実施マニュアル及び業務改善計画を早急に策定し、国土交通大臣に提出する予定です。

また、信頼の回復に向けて法令等遵守の徹底と管理体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

なお、確認検査の業務については通常通り継続いたします。

■お問い合わせ先（受付時間：土日祝日を除く 10:00～18:00）

本件に関するお問い合わせ担当：竹内 044-959-6786

以上